

平中納言教盛ノ夢ニ見給ヒタリケルハ○中 新院○崇ノ御貌ヲ奉見バ、足手ノ御爪長々ト生、御
髪ハ空様ニ生テ銀ノ針ヲ立タルガ如シ、御眼ハ鴟ノ目ニ似サセ給ヘリ、

〔太平記十五〕園城寺戒壇事

承保元年十二月十六日ニ、皇子御誕生有テケリ、帝叡感ノ餘ニ、御禱ノ勸賞宜依請ベシト被宣下、
賴豪年來ノ所望也ケレバ、他ノ官祿一向是ヲ閣テ、園城寺ノ三摩耶戒壇造立ノ勅許ヲゾ申賜ケ
ル、山門又是ヲ聽テ、欵狀ヲ捧テ禁庭ニ訴へ、先例ヲ引テ停廢セラレント奏シケレドモ、綸言再ビ
不復トテ、勅許無リシカバ、三塔噉議ヲ以テ谷々ノ講演ヲ打止メ、社々ノ門戸ヲ閉テ、御願ヲ止ケ
ル間、朝議難默止シテ、無力三摩耶戒壇造立ノ勅裁ヲゾ被召返ケル、賴豪是ヲ忿テ、百日ノ間、髪ヲ
モ不剃爪ヲモ不切、爐壇ノ烟ニフスボリ、嗔恚ノ炎ニ骨ヲ焦テ○下

〔太平記三十五〕北野通夜物語事附青砥左衛門事

是ヲ聞テ十文ノ錢ヲ求メントテ、五十二ニテ續松ヲ買テ燃シタルハ、小利大損哉ト笑ケレバ、青砥
左衛門、眉ヲ顰テ、サレバコソ、御邊達ハ愚ニテ、世ノ費ヲモ不知、民ヲ惠ム心ナキ人ナレ、錢十文ハ
只今不求バ、滑河ノ底ニ沈テ永ク失ヌベシ、某ガ續松ヲ買セツル五十ノ錢ハ、商人ノ家ニ止マテ、
永不可失、我損ハ商人ノ利也、彼ト我ト何ノ差別カアル、彼此六十文ノ錢一ヲモ不失、豈天下ノ利
ニ非ズヤト、爪彈ヲシテ申ケレバ、難ジテ笑ツル傍ノ人々、舌振テゾ感ジケル。

〔九條殿遺誠〕先起稱屬星名號七遍、○中 次除手足甲、ノ日除手足甲、ノ日除足甲、

〔土佐日記〕廿九日、○年正月、ふねいだしてゆくうらくとてりてこぎゆくづめのいとながくな
りにたるを見て、ひをかぞふればけふは子日なりければきらす、

〔雲萍雜志〕ある人の妻、夫の爪を取りぬるをとめて、けふは辰の日なり、爪を取り給ふべからず
といふ、傍の人これを聞きて、いかなることにかと問へば、辰は龍なり、龍は爪なくてかなふべか